

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 知事指定薬物の指定

【告示】

医薬安全課

○ 未利用県有地売払いの実施

【公告】

財産活用課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 地域森林計画の案の縦覧

林政課

○ 地域森林計画の変更案の縦覧

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

”

○ 未利用県有地売払いの実施

【企業局】

経営推進室

○ 警備業法に基づく講習

【公安委員会】

生活安全企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百八十三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N－エチル－（三）フルオロフェニル）プロパン－ニアミン（通称名三）
FEA、三（fluoroethamphetamine）及びその塩類
- 2 N－エチル－（四）フルオロフェニル）プロパン－ニアミン（通称名四）
FEA、四（fluoroethamphetamine）及びその塩類
- 3 N－フェニル－「（一）（二）フェニルエチル）ピペリジン－四（イル）」シクロパンカルボキサミド（通称名Cyclopropylfentanyl）
及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成三十年十一月十七日から施行する。

平成30年11月16日 岡山県公報 第12043号

〔五三六〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成三十年十一月十六日

一 物件の概要

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在地	地目又は構造	面積(平方メートル)	予定価格(最低売払価格)	受付期限
土地 津山市総社字 大根山五三一 番、五三一番 二	宅地、雑種地	二七七・〇四	三、〇五〇、〇〇円	平成三十一年 七月三十一日 (水)
土地 高梁市奥万田 町三六七五番	宅地	一、二四三・九三	二、三〇〇、〇〇円	平成三十一年 七月三十一日 (水)
建物 高梁市奥万田 町三六七五番 地	鉄筋コンクリート造二階建	四四五・四三		
	コンクリートブロック造平家建	一九・八七		
	コンクリートブロック造平家建	三・五〇		
宅地	鉄骨造平家建	六・二四		
土地		二九五・五九	一、三〇四、〇〇円	平成三十一年

塚谷字一本松 六一二番二三			(水)
土地 苦田郡鏡野町 塚谷字一本松 七四〇番一 五、七四〇番 一七	宅地、雑種地	五七九・〇〇 一、九六一、八〇〇円	平成三十一年 七月三十一日 (水)

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認めた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

- 1 売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付け

ることを禁止する旨の条件を付す。

(1) 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。

(2) 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

2 苫田郡鏡野町塚谷の売払い物件については、売買契約書に、住宅の敷地の用途に使用しなければならぬ旨の条件を付す。

四 申込方法及び留意事項

1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知す

る。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認めた場合は、その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されなるときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六一七二三五）

〔五三七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子ども達の環境を考える・ひこうせん

三 代表者の氏名

赤迫 康代

四 主たる事務所の所在地

備前市大内一〇五四番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、次代を担う子ども達が、生きる力を育み心豊かに成長していくために必要となる様々な事業を行い、それを通して子どもも大人も共に育ちあう環境作りに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔五三八〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、平成三十一年四月一日以降十年間における旭川森林計画区に係る地域森林計画を定めるため、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成三十年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

平成三十年十一月十六日から同年十二月十日まで

〔五三九〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成三十年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

平成三十年十一月十六日から同年十二月十日まで

〔五四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一七〇二二、一七一七二二、一七一七二三、
一一一七一二五、一一一七一二七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四一〇八一三エクリアルB一〇五

谷口 太一

谷口 真美

三 許可番号

岡山県指令建指第一八六号

〔五四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六二一九、六二一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一七〇六一警察官舎B一〇二

土井伸多朗

三 許可番号

岡山県指令建指第一九二号

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の四第一項に規定する者
 - 3 公営企業管理者が地方自治法施行令第六十七号の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認められた時から三年を経過しないもの
 - 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
 - 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
 - 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
 - 8 その他公営企業管理者が不相当と認める者
- 三 用途制限
- 売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。
- 1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
 - 2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
- 四 申込方法及び留意事項
- 1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県企業局総務企画課経営推進室に提出すること。
- 2 添付書類
- 次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。
- (1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通
誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認められた場合は、

その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、岡山県企業局に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇三―八二七八 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

岡山県企業局総務企画課経営推進室（電話〇八六―二二六―七五四五）

平成30年11月16日 岡山県公報 第12043号

◎岡山県公安委員会告示第七十八号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成三十年十一月十六日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
機械警備業務	平成三十一年二月四日（月曜日）から同月七日（木曜日）までの四日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成三十年十二月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。